

世田谷区

福祉人材研修センター

職層研修

# 視聴の仕方

○この研修は、基本的にオンデマンドですが、能動的な取り組みによる理解の深化を図るために、恐れ入りますが、以下のことについてご協力をお願いします。

(1)途中で、**Thinking time** を設けています。  
**赤字で考えていただく時間**を表示していますので、視聴の際は一時停止ボタンを押して考えるようにしてください。

( **Thinking time** も講義時間に含まれます )

(2)状況によって、Group-Discussionに変更して取り組むこともできます。

# 研修内容

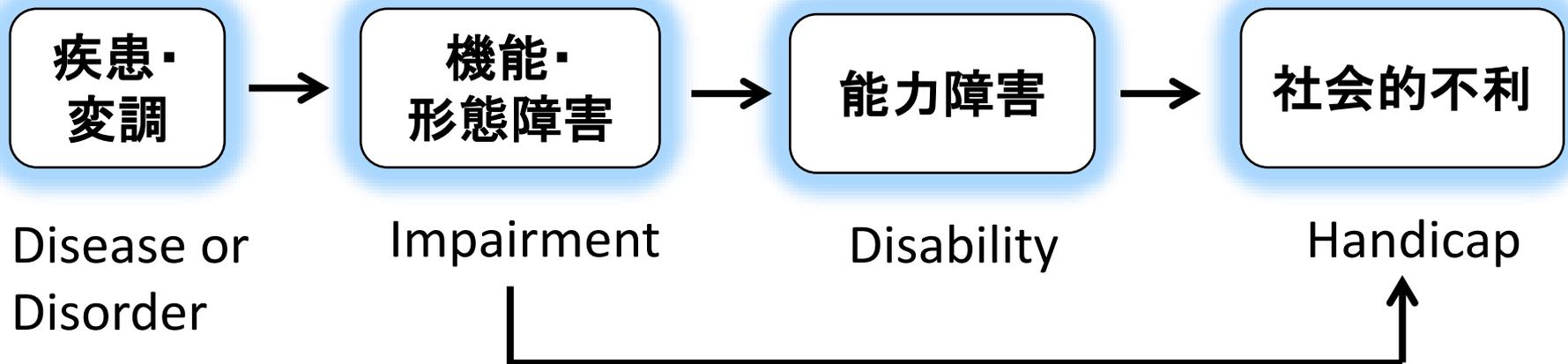
- 1、基本的知識として必要な概念
- 2、権利擁護（含、自己概念）
- 3、障害特性と関わり（発達障害・医療的ケア児を中心に）
- 4、保護者支援
- 5、アセスメント
- 6、相談支援のデザイン
- 7、支援計画の考え方

※青字については、昨年と同様の内容ですが、基本的理解のための重要事項ですので、今年度初めて視聴する方のために簡単に説明します。（理解を深めるために、昨年度の内容に新たな視点を加えています）

# 障害の概念

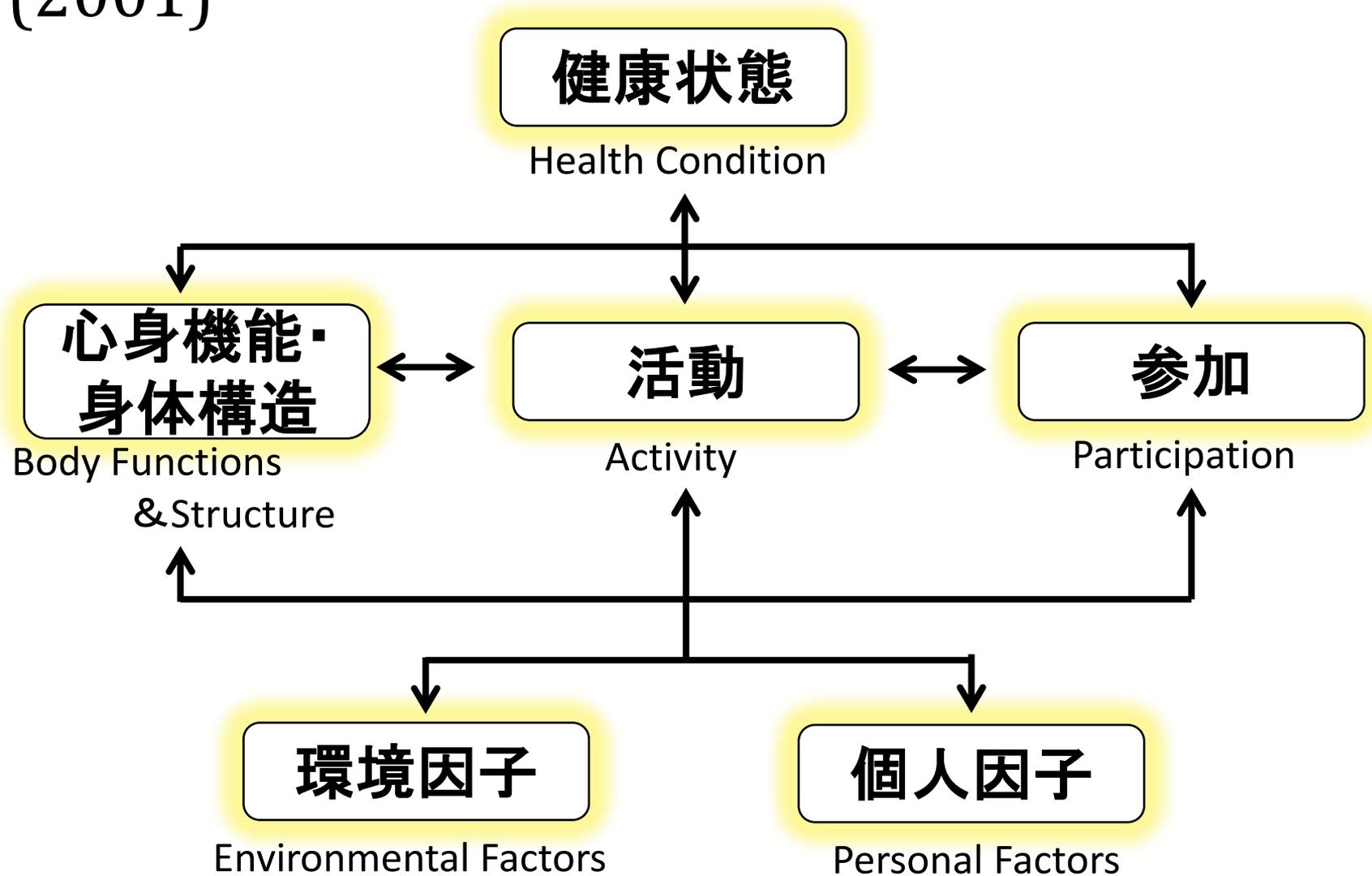
国際障害分類初版 (ICIDH) から  
国際生活機能分類 (ICF) へ

国際障害分類 (ICIDH) WHOの障害構造モデル(1980)



# 国際生活機能分類 (ICF) の生活機能構造モデル

(2001)



# ICFの用語の定義

用語	定義
心身機能	身体系の生理的機能(心理的機能を含む)
身体構造	器官・肢体とその構成部分などの身体の解剖学的部分
活動	課題や行為の個人による遂行のこと
参加	生活・人生場面でのかかわりのこと
環境因子	人々が生活し、人生を送っている物的な環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境を構成する因子のこと
個人因子	個人の人生や生活の特別な背景であり、健康状態や健康状況以外のその人の特徴

# 障がい児保育の基本理念

## ●ノーマライゼーション(1950年代～)

1950年代にノルウェーのバンク-ミケルセンが提唱。「障害がある」という理由で、障害児(者)が社会から隔離・分離されることなく、一般的な社会生活をできるだけ送ることができるようにすること。

## ●インテグレーション(1978年～)

1978年にイギリスでウォーノク報告が出され、それに基づいて1981年に「教育法」が制定される。障害がある子どもも障害がない子どもと一緒に学習し、交流すること。



障害児が無理に適応させられるという弊害も・・・

# インクルージョンの理念

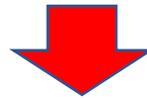
●「包み込む」といった意。すべての子どもを社会の中に一緒に包み込み、必要な援助や支援を保障するという考え方。基本的には障害の有無にかかわらず最初から保育・教育・療育を一緒に受けられるようにするが、同時に個々のニーズを大切にすることも含まれる。

# インクルージョンの考え方

生きていく上での困難や差別的状況の  
すべての人や子ども、家庭等

**社会全体で支え、包み込む**

個々の困りごとやニーズに着目する



●個別支援や個別対応

●個々に応じた支援プログラム

# 子どもの人権の尊重

子どもの権利擁護と職員の取り組み

# 改正児童福祉法

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

密接な連携

妊産婦

子育て世帯  
(保護者)

子ども

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。

- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

こども家庭センター（市区町村）

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

- 業務
- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
  - 把握・情報提供、必要な調査・指導等
  - 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
  - 保健指導、健康診査等

※ 地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可



児童相談所

民間資源・地域資源  
と一体となった  
支援体制の構築

様々な資源による  
支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所  
<保育・一時預かり>

ショートステイ  
<レスパイト>

教育委員会・学校  
<不登校・いじめ相談>  
<幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ  
児童館

子育てひろば

家や学校以外の  
子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート  
産後ケア

障害児支援

等

# 子どもの権利条約の4原則

## 1 生きる権利

病気や貧困で命を奪われないこと。また、病気やけがの時は適切な治療が受けられることなど。

## 2 育つ権利

適切な教育を受け、休養や遊びなどの自由が保障されていること。また、自分の考えや信じることなどが大切にされることなど。

## 3 守られる権利

虐待等、不適切な教育・養育から守られること。また、障害や宗教、性別などに違いにより、不当な扱いを受けないことなど。

## 4 参加する権利(意見表明権)

自由に意見を言うことや、思いを伝えること、グループを作って自由な活動をすることができることなど。

# こども基本法の基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

# 子どもの人権が阻害される背景

- 人権のとらえ方がはっきりしていない(深く考えていない)
- 経験論のみに頼って業務をしている
- 目の前の効果のみにとらわれている

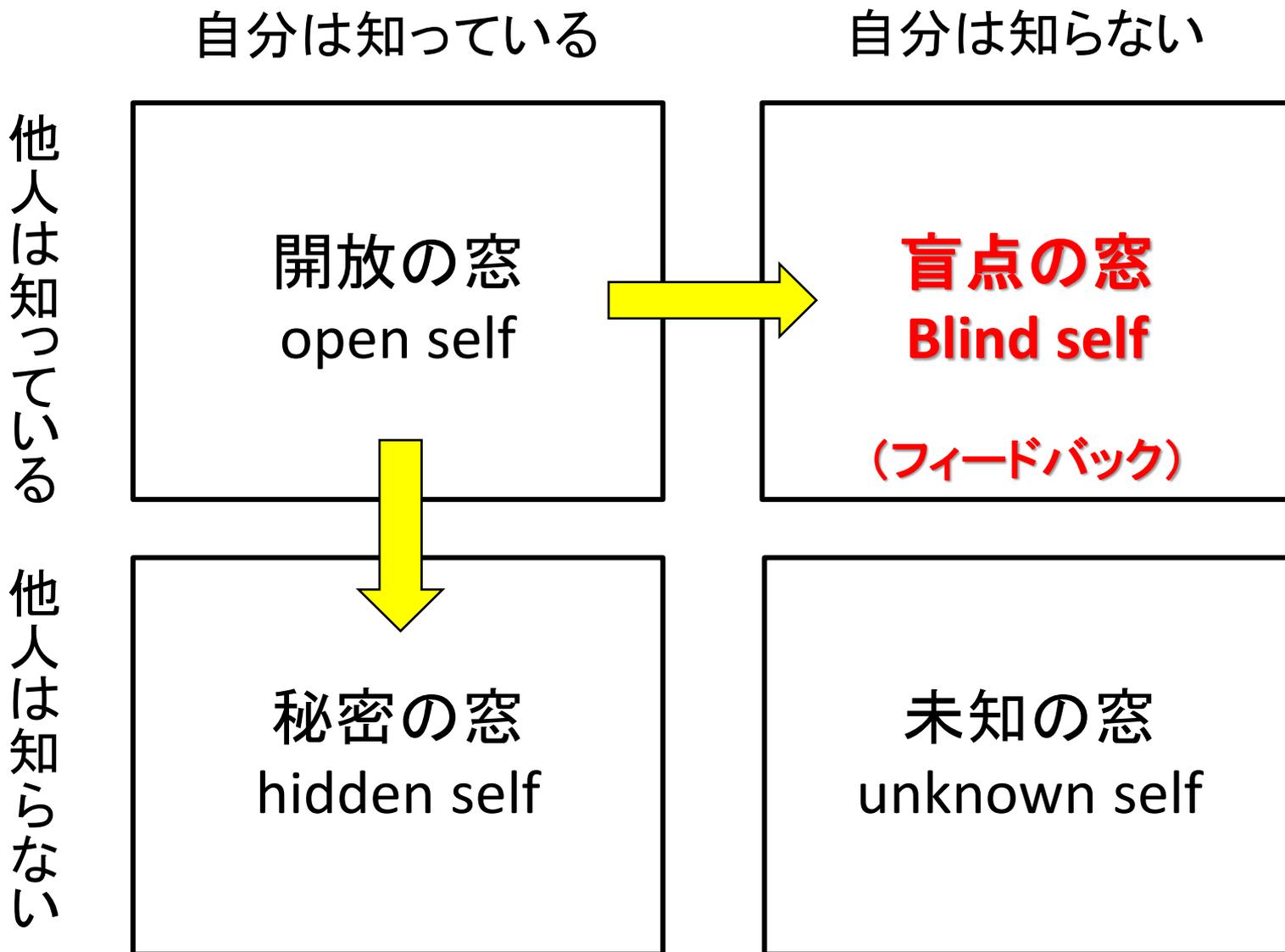
## 客観性の担保の視点

- 感情
- 施設
- 固定的な観念や自己概念によるもの
- フィード・バック不足、間違ったフィード・バック方法
- 自分の納得度を優先させた保育
- 安易な解決策や方法論

自己概念について

# 人間理解について(ジョハリの窓)

## ◎自己覚知



# 自己概念を知ること

## ◎自己認識とは？

自分が自分に対して持っている「枠組み」であり、自分がどのような人間であるかという認識

性格、価値観、人生観、こだわり、生き方など



●人は、それぞれ自分の枠組みを持っており、人とコミュニケーションをとる際に、無意識のうちに人間関係に影響を与えている



自己概念を知ることの重要性

# 自己概念の形成

○どのような環境で育ってきたか

○自分にとって重要な意味を持つ他者(親や先生、親友など)からどのような評価を受けてきたか

○どのような学びを得てきたか

●価値観⇒自分なりの評価⇒その人のものさし



●例えば、両親からきっちりと育てられた保育者

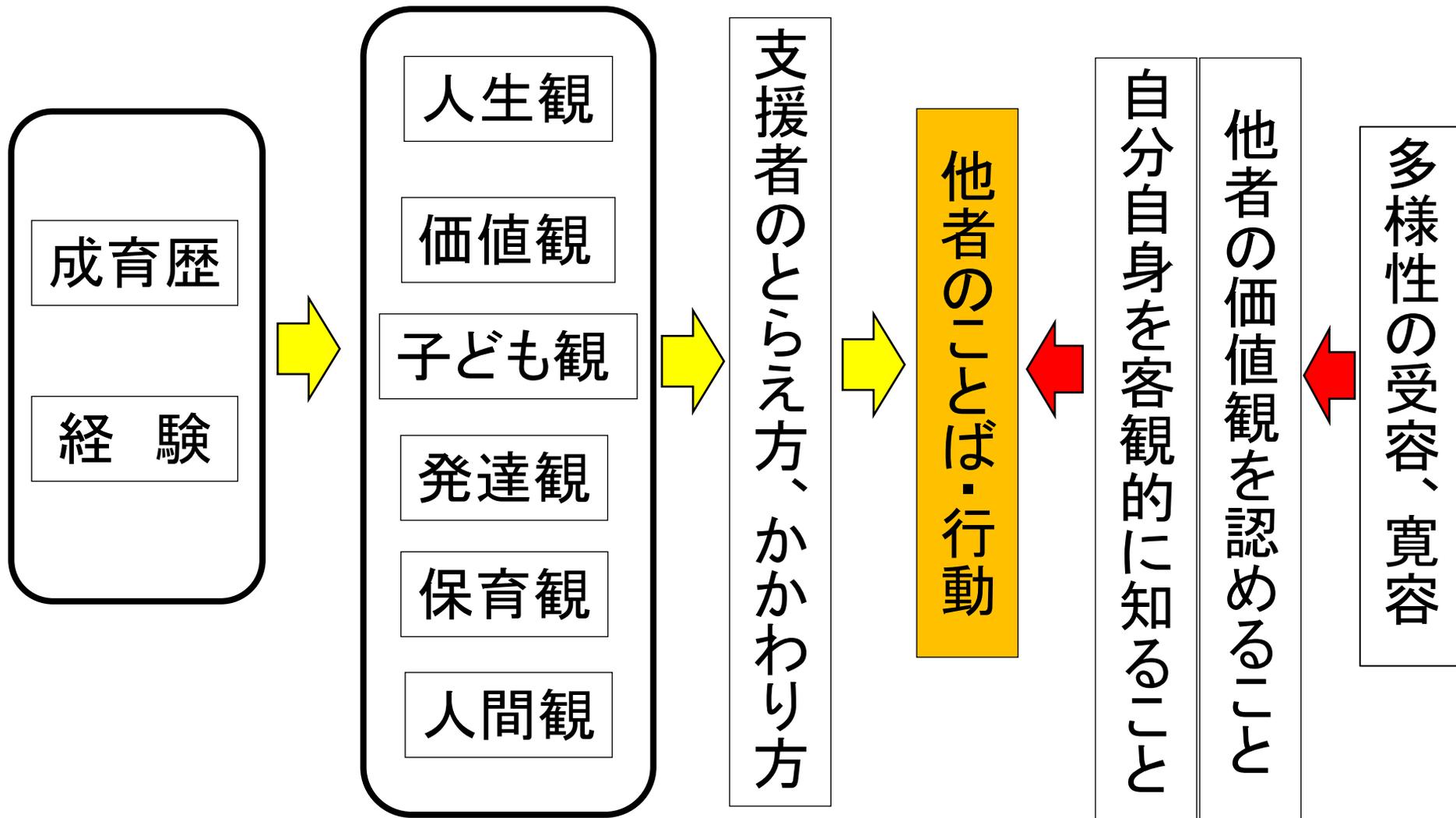


●親は常に子どものことを第一に考えるべきという価値観

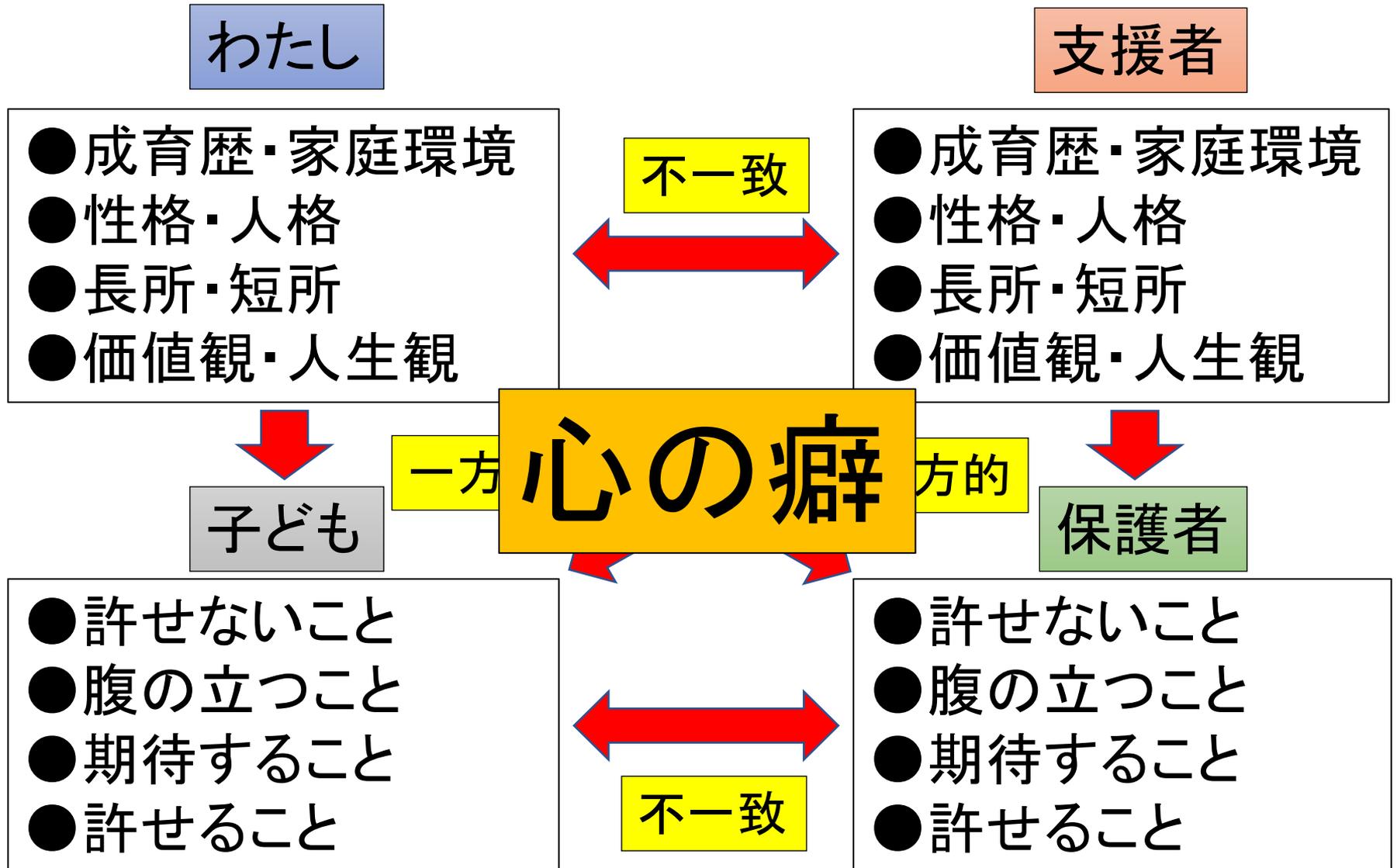


●主観的な問題意識と解決方法が相談援助に影響

# 人間を見るという作業



# 自分自身を知ることの重要性



# 愛着の本質

人生の段差⇒進学、就職、結婚、出産など



外的刺激  
(ストレス)



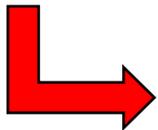
乗り越える力



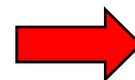
『生きる力』  
の原点



◎人間をはじめとした生物が恐怖や不安などの不安定な精神状態にあるときに、他の個体と密接に関わることによって自分が安全であるという感覚を確保し、また、不安定な精神状態をより安定的な方向へ自ら導いていく行動制御システム(Bowlby.J.)



自己肯定感



主体的な生き方

# 愛着対象について

\* 愛着対象は親だけではなく、複数。(きょうだい、祖父母、保育士、先生...等)

\* たくさんの愛着対象を持つことは、より安定性につながる

1) 身体的・情緒的なケアをしていること

2) 子どもの生活の中における存在として持続性・一貫性があること

3) 子どもに対して情緒的な投資をしていること (Howes.1999)



※愛着関係に問題がある場合でも、愛着対象を見つけることにより、安定型に移行したり、将来の精神疾患発症を防ぐことができたりする可能性がある。

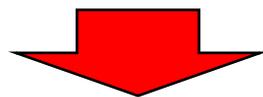
※乳幼児期＝基本的愛着が育つ臨界期であり、とても重要な時期。



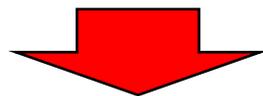
生きる力・主体性の基盤

# 経験年数が浅い職員に期待すること

- 子ども理解の深化
- 権利擁護の理解
- 障害特性の理解



理論と実践の融合は必須



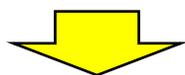
専門性

◎権利擁護の基本的視点は特に重要

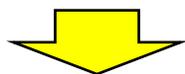
スモールステップ  
と  
コミュニケーション

# スモール・ステップの支援のポイント

簡単そうに見えることでも、一度には習得できない



小さな階段を上がるように、少しずつ積み重ねる



視覚支援ツールを活用するなどして、なるべくわかりやすく伝える。(写真や絵カードなど)



1つクリアするごとに確認する作業を行う。(シールを貼る、花マルをつける、など)

# スモール・ステップの具体

★たとえば、コップで水を飲むという行為

- ①コップに手を伸ばす
- ②コップを手で握る
- ③コップを静かに持ち上げる
- ④コップを胸元まで運ぶ
- ⑤コップを口元のすぐ手前まで近づける
- ⑥コップを口元にしっかりと付ける
- ⑦コップを傾けて吸い込んで飲む

# コミュニケーション

社会性と言語発達は互いに強く関係

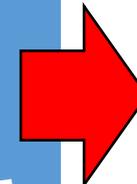
相手に関心を持つ  
相手の働きかけを受け入れる  
相手に何かを伝えようとする

言語発達の基礎

意欲の高まり

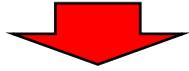
◎情緒の安定(1対1の関わりなど)  
◎言葉による積極的な働きかけ  
◎ジェスチャー、表情による働きかけ

◎ほめる  
◎喜ぶ



# 対人関係

やり取り遊びを繰り返す



やり取り遊びの発展  
・まねっこ遊び ・手遊び  
・ボールのやり取り

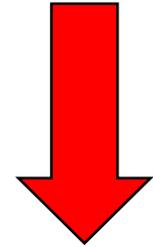
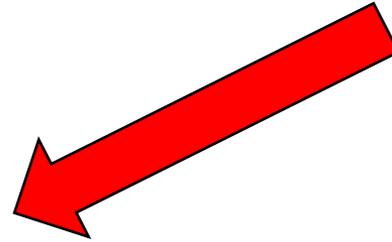


・自分の感情を表現  
・相手を受け入れる

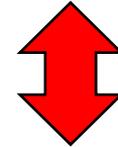
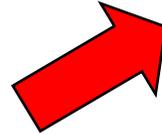


言葉でのやり取り  
・ちょうだい ・どうぞ  
・～を取って

ほめる

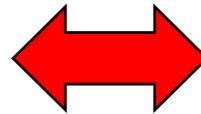


人に関わる楽しさ



日常での挨拶

・おはよう  
・ありがとう  
・いただきます



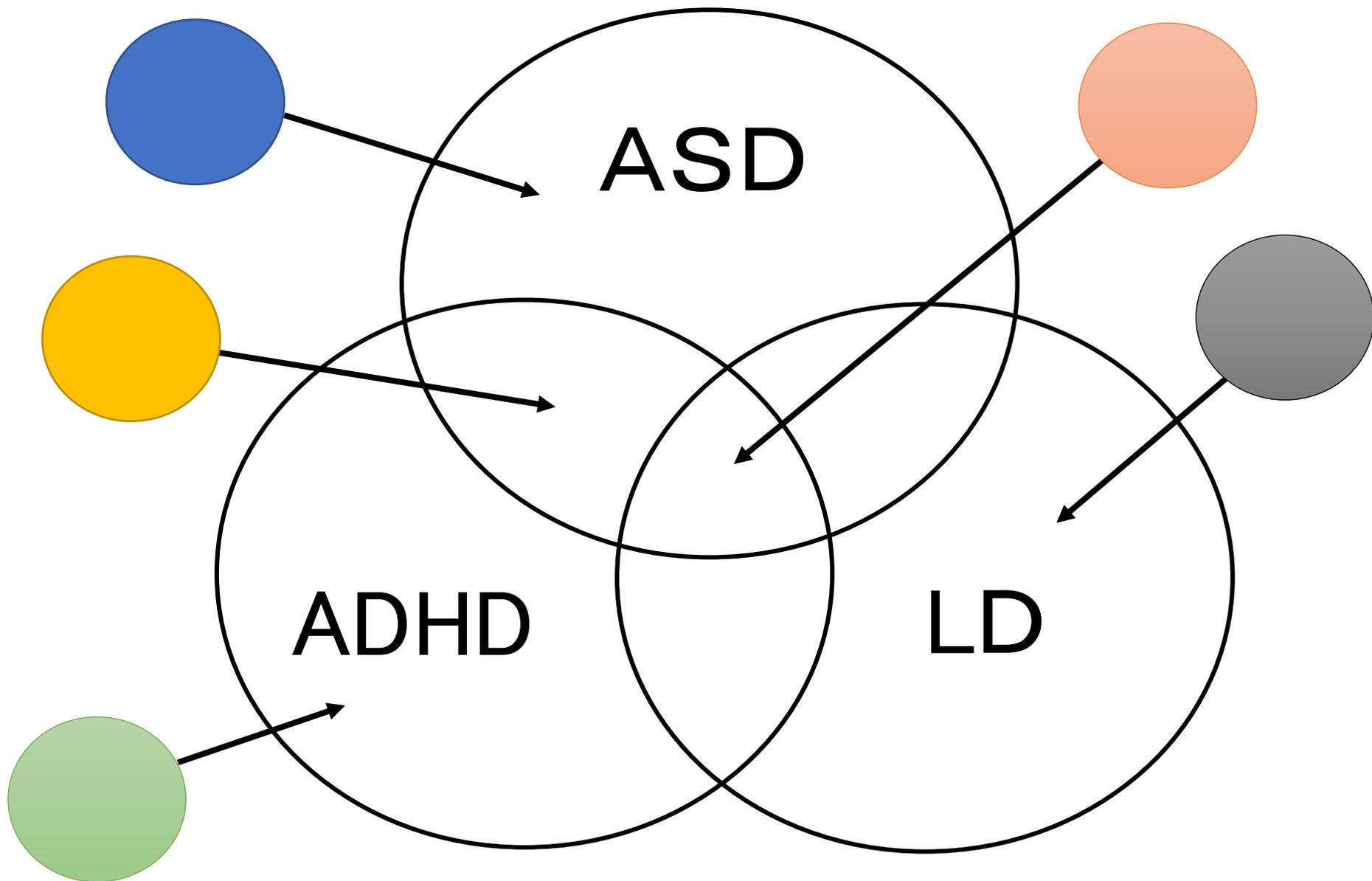
# 発達障害について

ASD: 自閉症スペクトラム障害

ADHD: 注意欠如・多動性障害

LD: 限局性学習障害

# 発達障害の概念図



# 発達障害の一般的な特徴の具体

- ①社会性の不足
- ②言葉理解やコミュニケーション能力の不足
- ③イマジネーション能力の不足
- ④衝動的な行動
- ⑤多動性
- ⑥注意力の欠如や関心の偏り
- ⑦感覚機能の過敏さ
- ⑧運動機能の偏り
- ⑨学習・生活上に必要な能力の局所的な障害

# 二次障害の予防

発達障害は、育て方やしつけが原因ではなく、  
本人の努力不足でもない

●不注意・衝動性・多動性の3つの特性は、乳幼児期では普通にある特徴だけに、障害として認識されず、周囲の理解が得られにくい



◎育て方やしつけの問題として、誤解されやすく  
本人や保護者が不適切な評価にさらされることが珍しくない

# 発達障害による生きづらさ

反復練習という名の叱責

人間関係のつまずき

強い感覚過敏

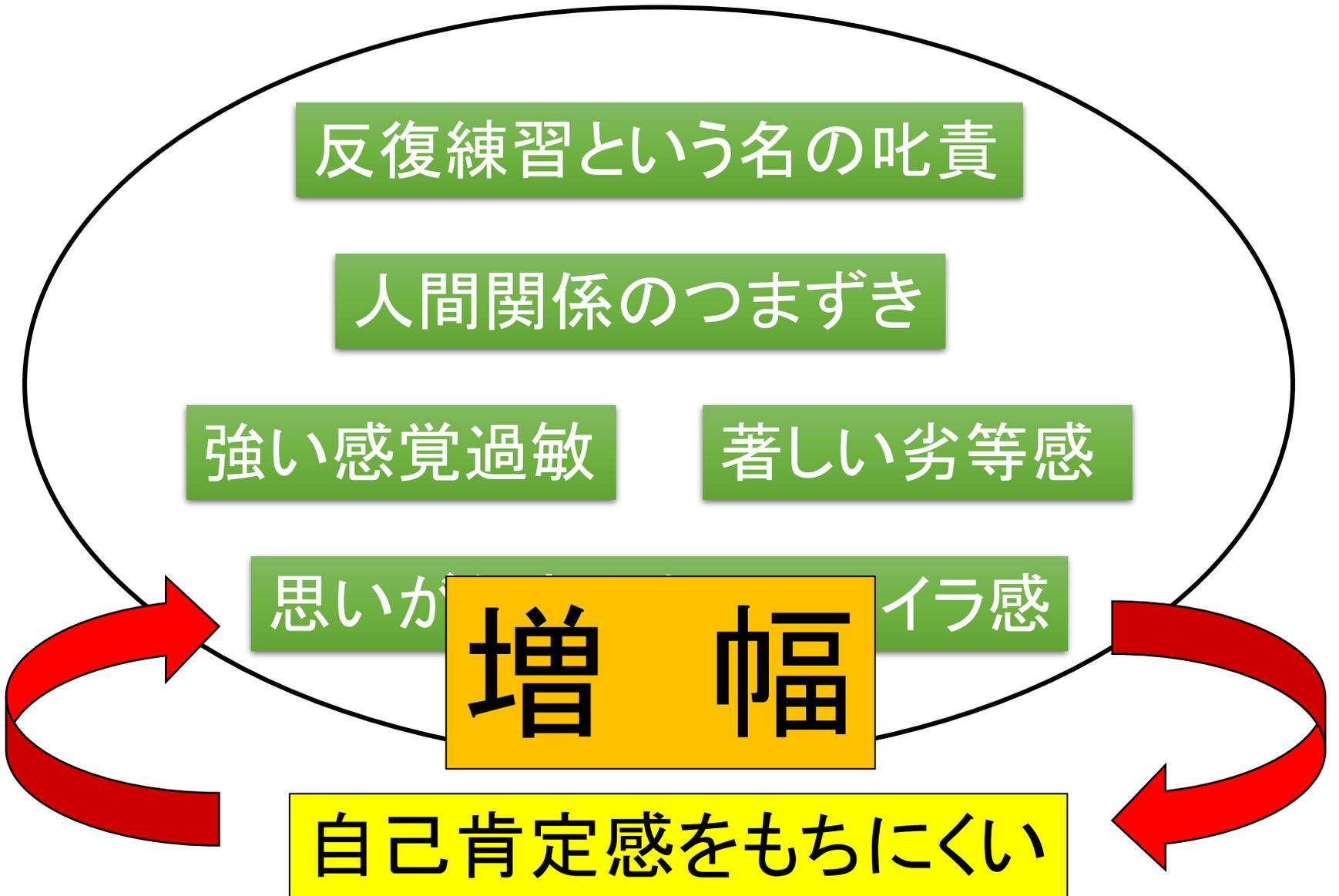
著しい劣等感

思いが

増幅

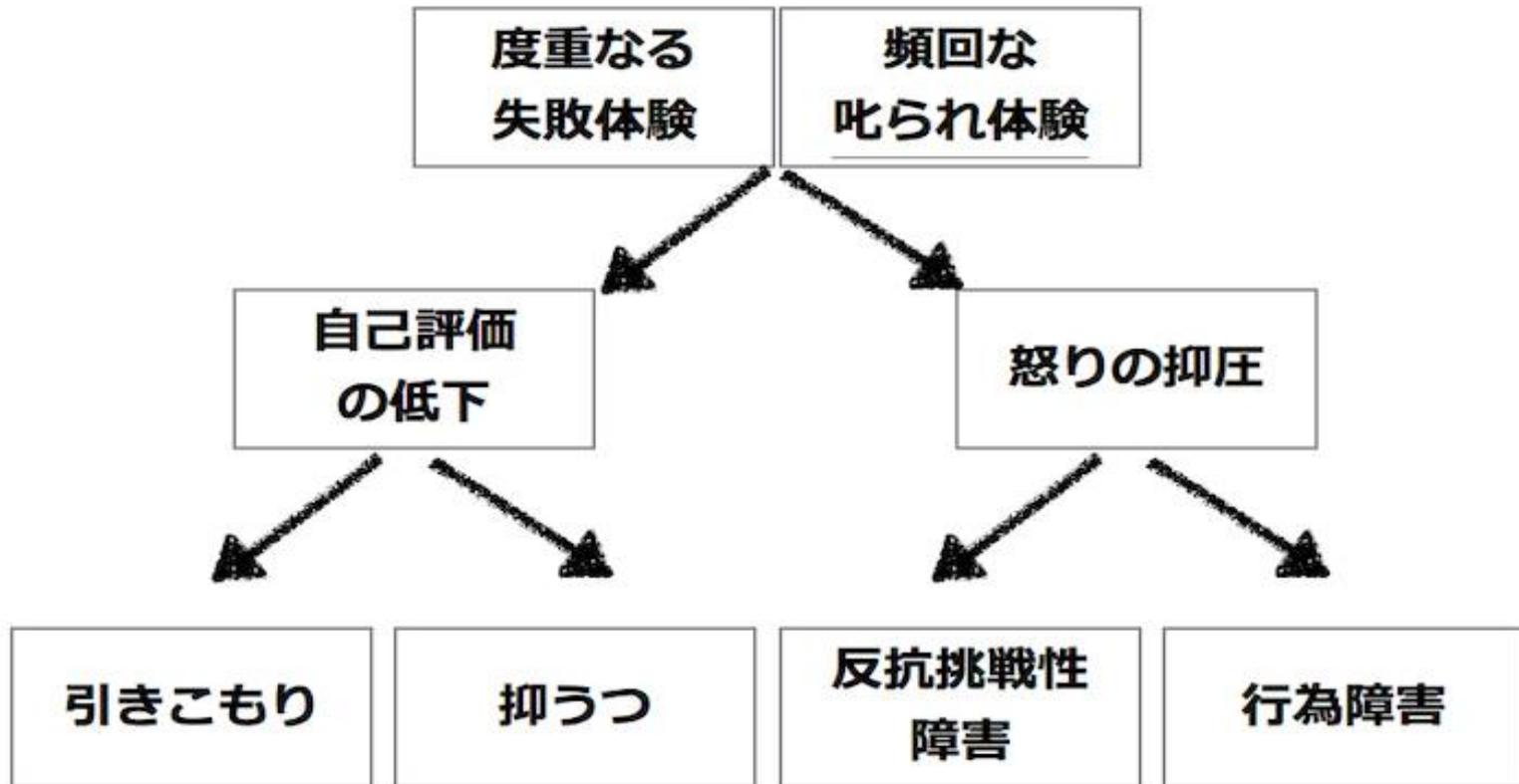
イラ感

自己肯定感をもちにくい



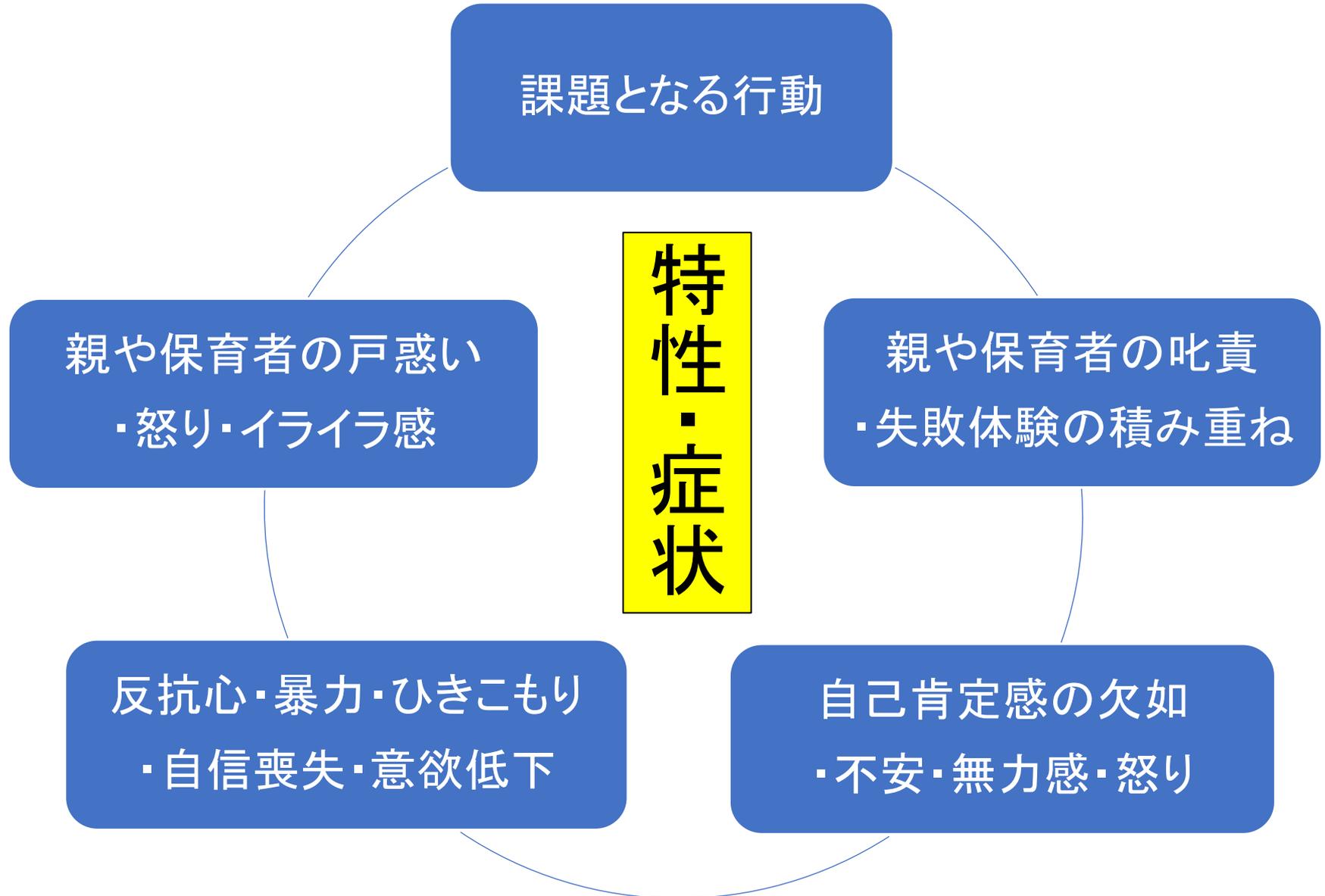
# 二次障害の発生メカニズム

## 二次障害



出典：東京小児療育病院、医療スタッフ；発達障害の理解と治療・支援

# 二次障害を招く循環



# 重症心身障害児（医療的ケア児）

知的障害 肢体不自由	正常	軽度～中程度 知的障害	重度 知的障害
正常			
歩けない～ 走れる			
寝たきり～ 立てない			重症心身 障害児



➡ 知的・身体障害に関わらず、日常的医療的ケアが必要



➡ この枠内の対象児童が恐らくいちばん多い

# 日常的に行っている主な医療的ケア

- ①経管栄養（経鼻胃管、胃ろう等）
- ②吸引（口鼻腔吸引、気管内吸引）
- ③ネプライザーの管理
- ④排便管理（ストーマ等）
- ⑤気管切開の管理（気管カニューレ）
- ⑥人工呼吸器の管理
- ⑦酸素療法
- ※その他、導尿

# 支援の多面性

◎子どもの健康に関する医療的な支援

◎子どもの発達に関する支援

◎保護者への相談援助に関する支援

◎多職種連携の視点

# 重症心身障害児（医療的ケア児）への保育

## ◎感覚統合と感覚刺激

### 【感覚統合】

- ・環境の中で複数の感覚情報を処理したり整理したりする脳の機能



抱っこや移動の機会が少なく、感覚刺激の機会が乏しい傾向

### 【感覚刺激】

知覚

●感覚器から入ってきた情報を感じ取る（五感）

認知

●情報の意味を理解する（おもちゃからの音と理解する）

行動

●言葉や運動、表情で反応する（笑う、手足を動かす）

# 重症心身障害児（医療的ケア児）の家庭の悩み

- ・慢性的な睡眠不足であり疲労感が強い，夜間のケアが大変で辛い。
- ・いつまで続くかわからない日々に，将来への見通しが立たず不安を感じる。
- ・自らの体調不良時に医療機関を受診できない，緊急時に預け先がない。
- ・命の危険と隣り合わせで，日々の生活は緊張の連続である。
- ・きょうだい児がストレスを抱えているように感じ，子育てができていないと思う。
- ・仕事との両立が困難であり，経済的な不安が大きい。また，離職を余儀なくされる。
- ・年齢相応の楽しみや保育を受ける機会がない，子どもの発達が心配である。
- ・必要な支援サービスや制度がわからない，どこに相談するかわからない。

# ドローターによる障害受容モデル

## ①ショック

もしかしたら障害があるかもしれない、あるいは診断されたことによるショック状態

## ②否認

「そんなはずはない」、「ただ一時的に遅れているだけ」、「訓練すれば治る」など、認めたくない感情

## ③悲しみと怒り

障害を現実のものと感じ、悲しみとなぜこのようなことになってしまったのかという怒りの感情が入り混じる

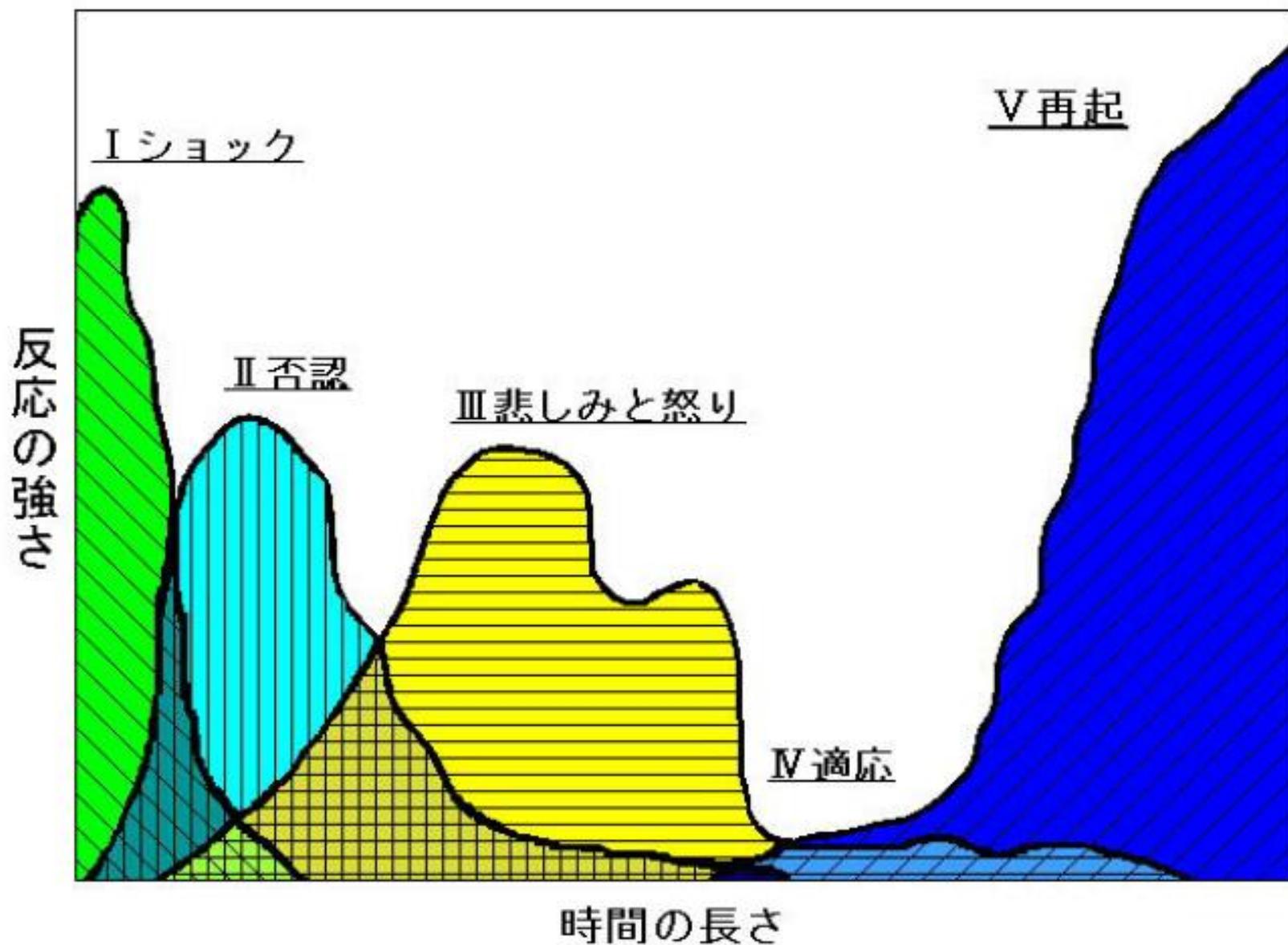
## ④適応

次第に現実を受け止め、今後のことを考え始める

## ⑤再起

最終的に障害を理解し、肯定的に受容する

# 障害受容の段階的モデルDrotar,et.al(1975)



# 障害児の保護者支援のポイント

- ①保護者との信頼関係を築く
- ②不安や心配の受容
- ③相談支援の方法の工夫
- ④その他の支援
- ⑤障害受容には時間が必要
- ⑥他機関との連携
- ⑦関係法令やシステムの理解

# フォスタリングチェンジ・プログラム

## 【基礎となる理論】

アタッチメント理論

社会的学習理論

## 【代表的な技術】

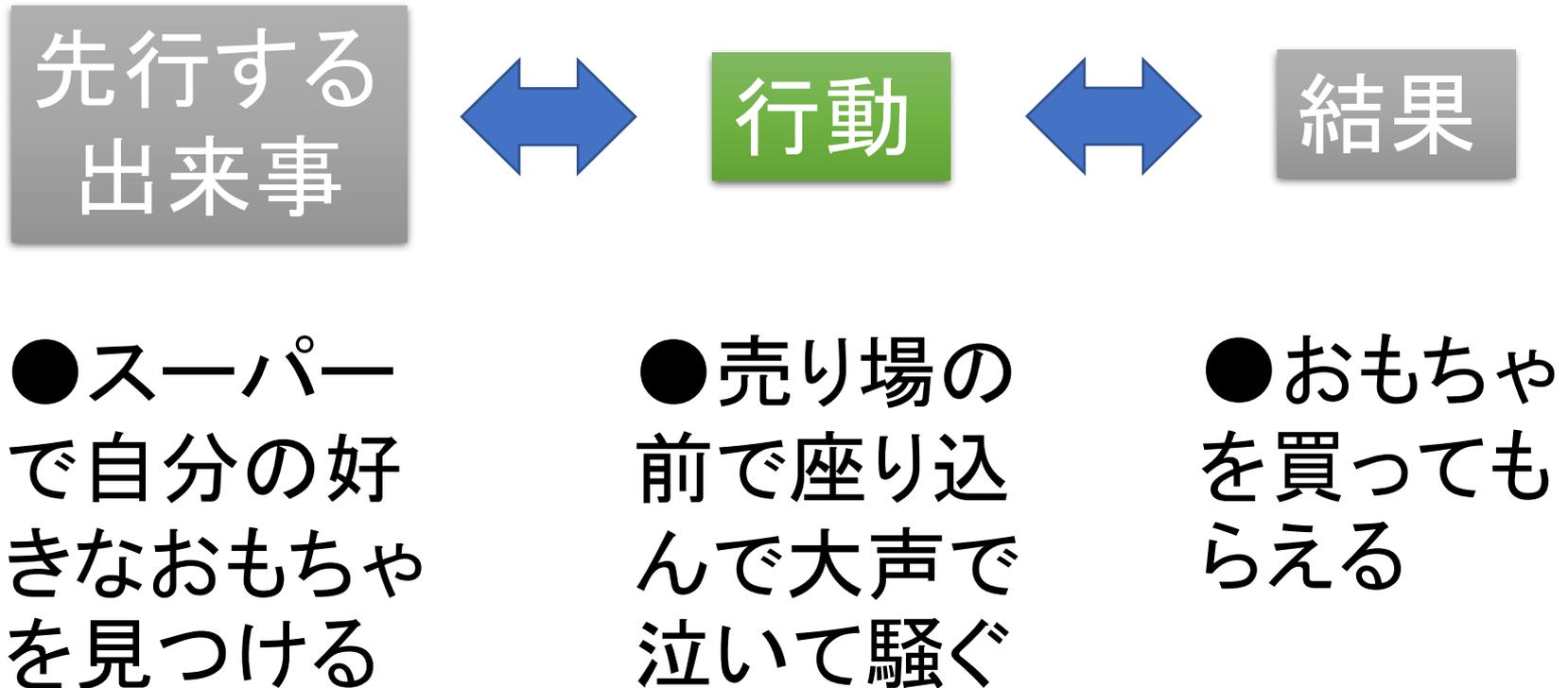
効果的にほめる

アテンディング

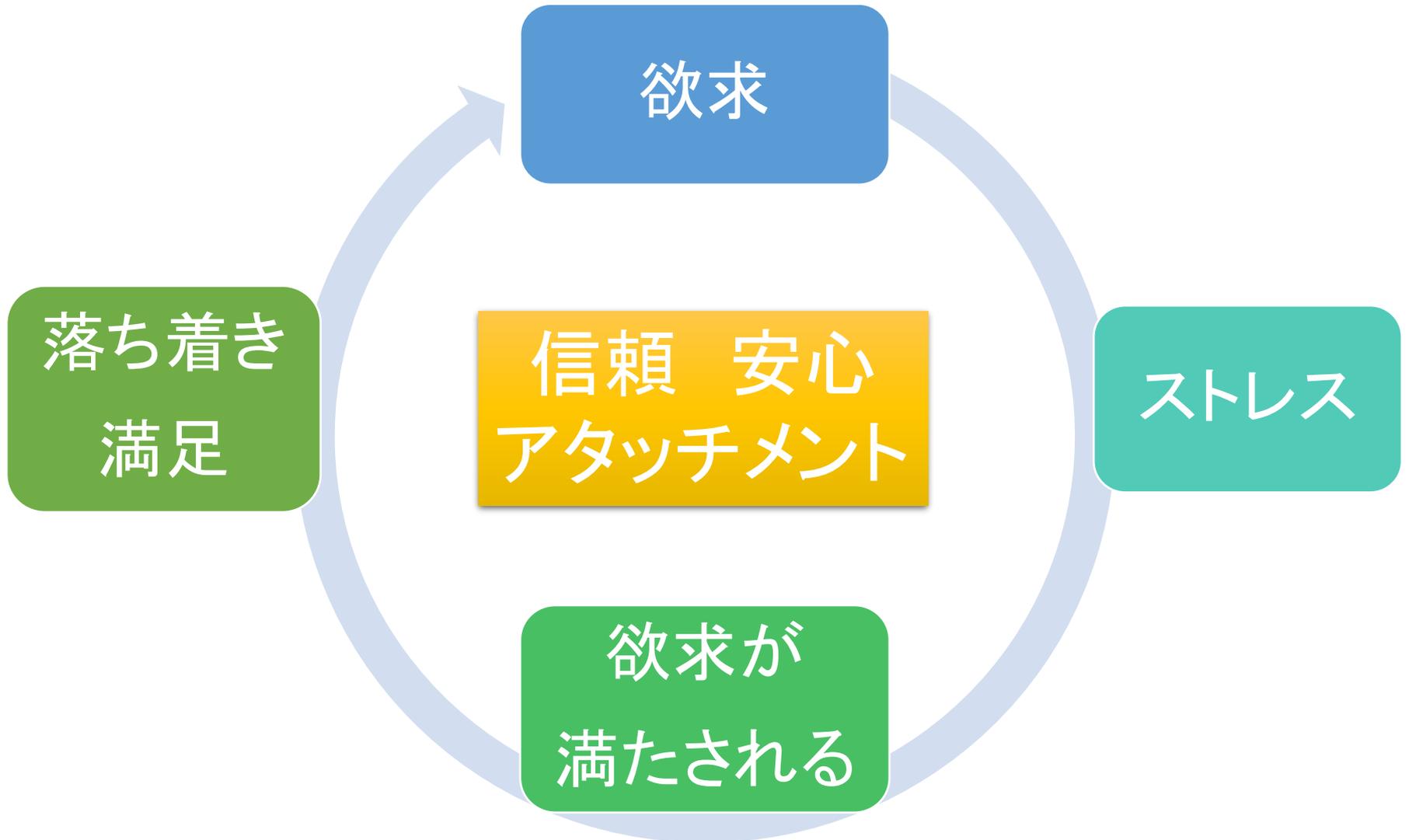
ストップ・プラン・アンド・ゴー

# 社会的学習理論

## 行動のABC分析



# アタッチメント理論



# 効果的にほめるポイント

●子どもが望ましい行動をした時

➡ 「すぐに」「具体的に」  
「心を込めて」 ほめる

一度にたくさんのごことは困難

優先順位の高い順に焦らずに少しずつ

# 相談支援のデザイン

# ストレングス視点

人は潜在的に「強さ＝ストレングス」を持っているが、様々な理由により、その強さを発揮できないと考える視点のこと。従来は、障がいを持っていたり、高齢・幼少であったりするために「できないこと(欠点や病理、能力不足)」に焦点が当てられ、利用者の意見は尊重されにくかった。これに対し、ストレングス視点では、このような理由であっても、自分自身のことや自分の生活状況については、本人がいちばんよく知っているとする。そしてその強さを活用することによって、自分自身の生活感覚に基づき、自分で考え、決定する「自己決定」ができるとする。支援をする専門職は、「強さ」に着目し、その「強さ」が活用できるようにすることが求められている。

# ストレングス視点の具体

◎使える資源(リソース)を確認する

- ・自分の中にあるもの

(持ち物、長所、趣味、能力、価値観、夢、目標など)

- ・職場内(同僚・上司)にあるもの

(活動、価値観、仲間、環境、共感、協力、アドバイスなど)

- ・家族や知人の中にあるもの

(団らん、共感、安心など)

- ・その他周囲にあるもの

(組織、制度、サービス、ネットワーク、社会的資源、地域社会など)

# 自分の力(ストレングス)

【自分の力】

【同僚・上司の力】

【家族や知人の力】

【その他の周囲の力】

# 当事者の力(ストレングス)

【本人の力】

【親戚・知人の力】

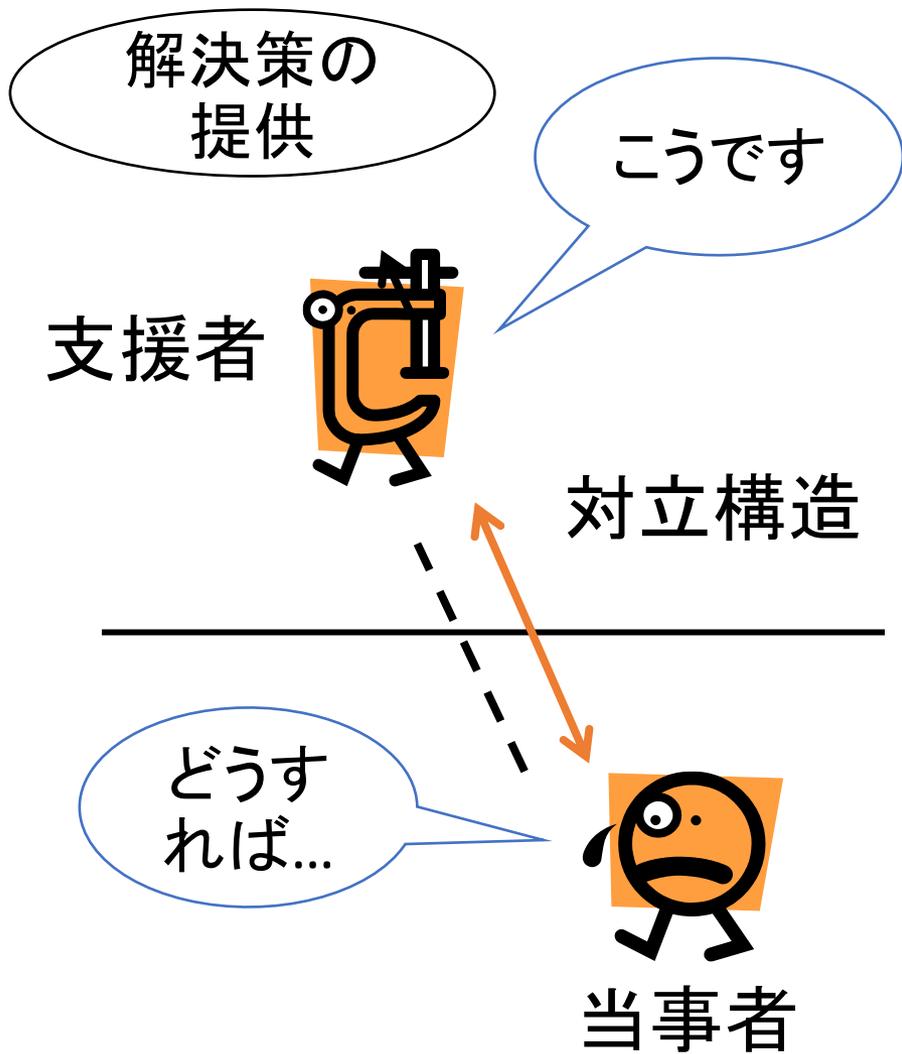
【家族の力】

【その他の周囲の力】

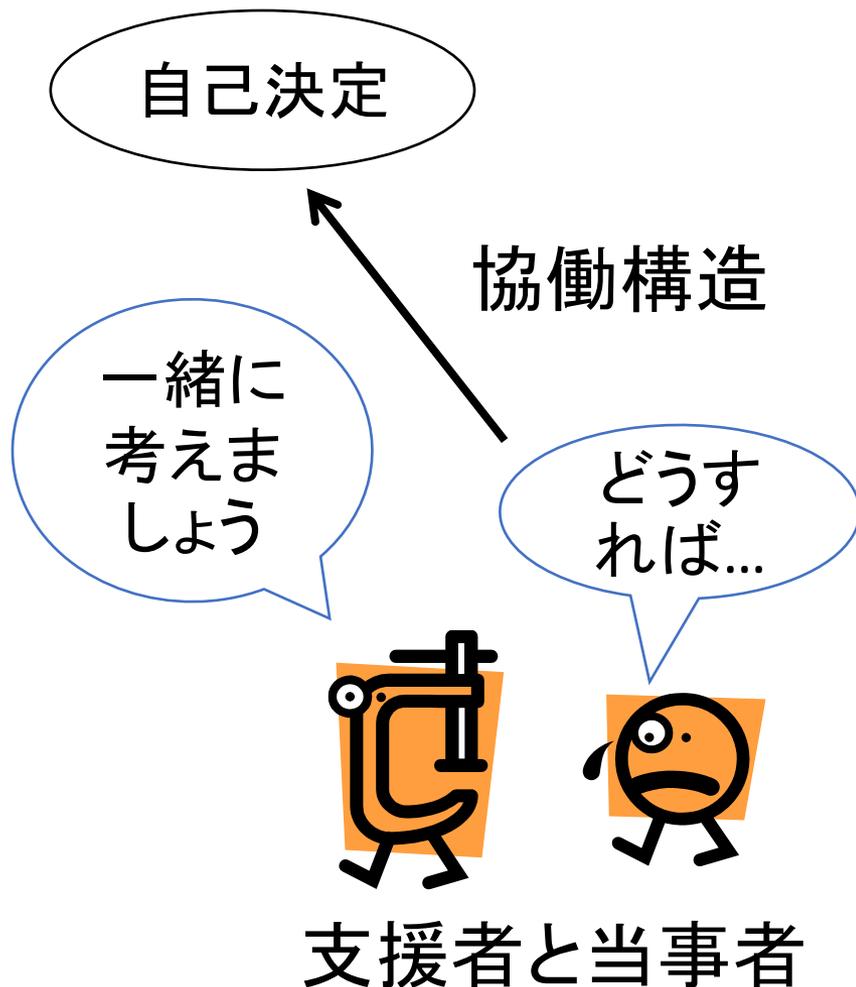
# エンパワメント

元々の意味は、「人を力づける」という意味。これまで保護を受ける対象であった人たちが、他からパワーを得て、主体的に生活をコントロールする、その人らしい生き方を自分自身で選択するという考え方。人には元々、自分の人生を自分自身で切り開いていける力が備わっているが、何らかの事情や環境によってその力が発揮できていない場合があるという考え方が根底にあり、その力を引き出すということがエンパワメントの考え方。その具体的方法としては、ピアカウンセリング（ピアサポート）、本人の会への取り組みがある。

# 相談支援のデザイン



●コントロール・デザイン



●エスコート・デザイン

# 発達障害の子どもへの 支援方法

# 児童における支援者の基本姿勢

- ◎行動は苦しむためにあるのではなく、子ども自身が人生を楽しむためにある
- ◎大人が当たり前と思っていることが、子どもにとっては当たり前ではない
- ◎何でも一緒に行い、それを楽しもうとする姿勢が大切
- ◎うまくいくためには、必ずそれに応じた工夫がある
- ◎「普通」はどうかではなく、その子が「できていること」の確認から
- ◎できないことを叱るのではなく、できたことをほめる
- ◎成功体験を積み重ね、自尊心や自己肯定感を高める



おとなの考え方や行動で、子どもの行動が変わってくる

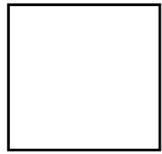
# 発達障害の子どもへの配慮事項

- ①安全で穏やかな環境づくり
- ②ルールや指示を明確かつ簡潔に伝える
- ③いじめから守る
- ④予定は明確に伝える
- ⑤全面对決は避ける
- ⑥できるだけポジティブに伝える
- ⑦こだわりは欠点ではなく、なるべく得意なこととして捉える

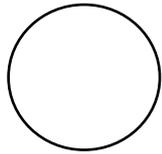
# アセスメント

アセスメントのための基礎知識

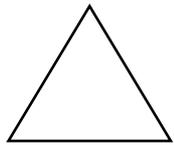
# ジェノグラム(基本的表記)



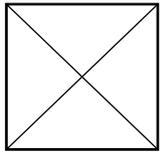
男性(下や中に年齢を入れる場合もある)



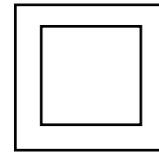
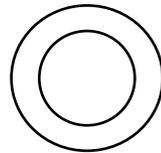
女性(下や中に年齢を入れる場合もある)



性別不明



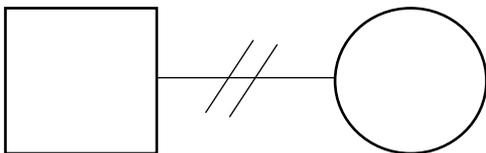
死亡



中心人物

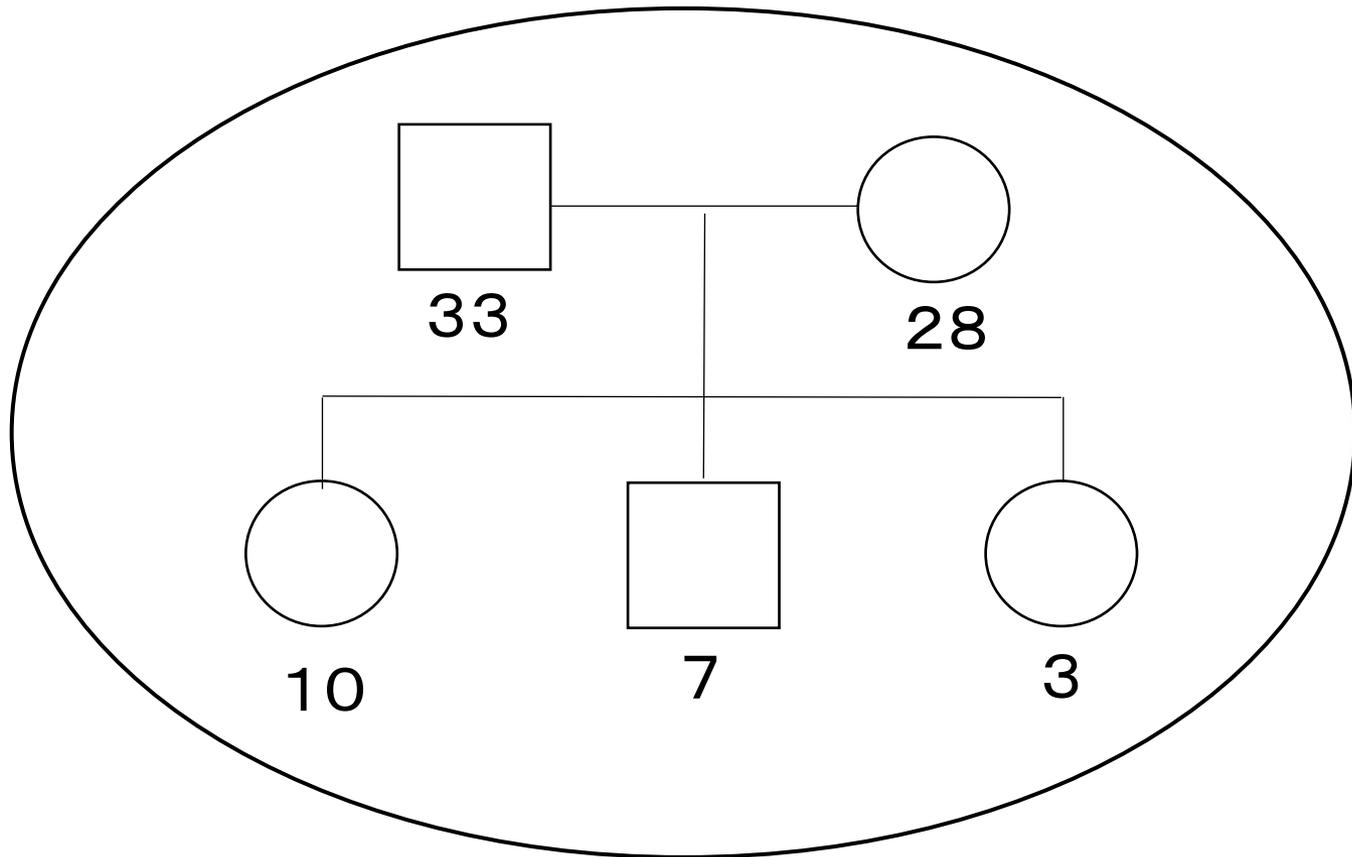


婚姻、内縁関係



離婚

# ジェノグラム(家族の表記例)



◎同居している家族を丸で囲む

# アセスメントの考え方

- ①アセスメントによりニーズを明らかにし、
- ②利用者の対象者の生活目標を実現していくための個別支援計画を作成

## 『人優先の理解』

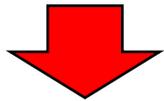
人より先に障がいや困難があるわけではない

**アセスメント＝命**

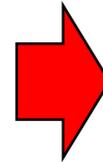
- ※既存のサービスに人を当てはめてはならない
- ※当事者が一体何を望んでいるのかを明確に

# 再アセスメントの必要性

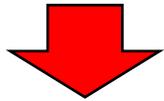
- ・対象者、家族の状況は常に変わっていく
- ・支援者の見立てやストレスも変化する
- ・定期的、あるいはイベント発生時に必ず実施する



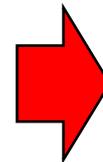
◎リスクが解消される  
◎継続的な介入が可能



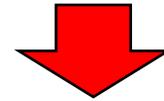
刻々と変わる  
状況に対応



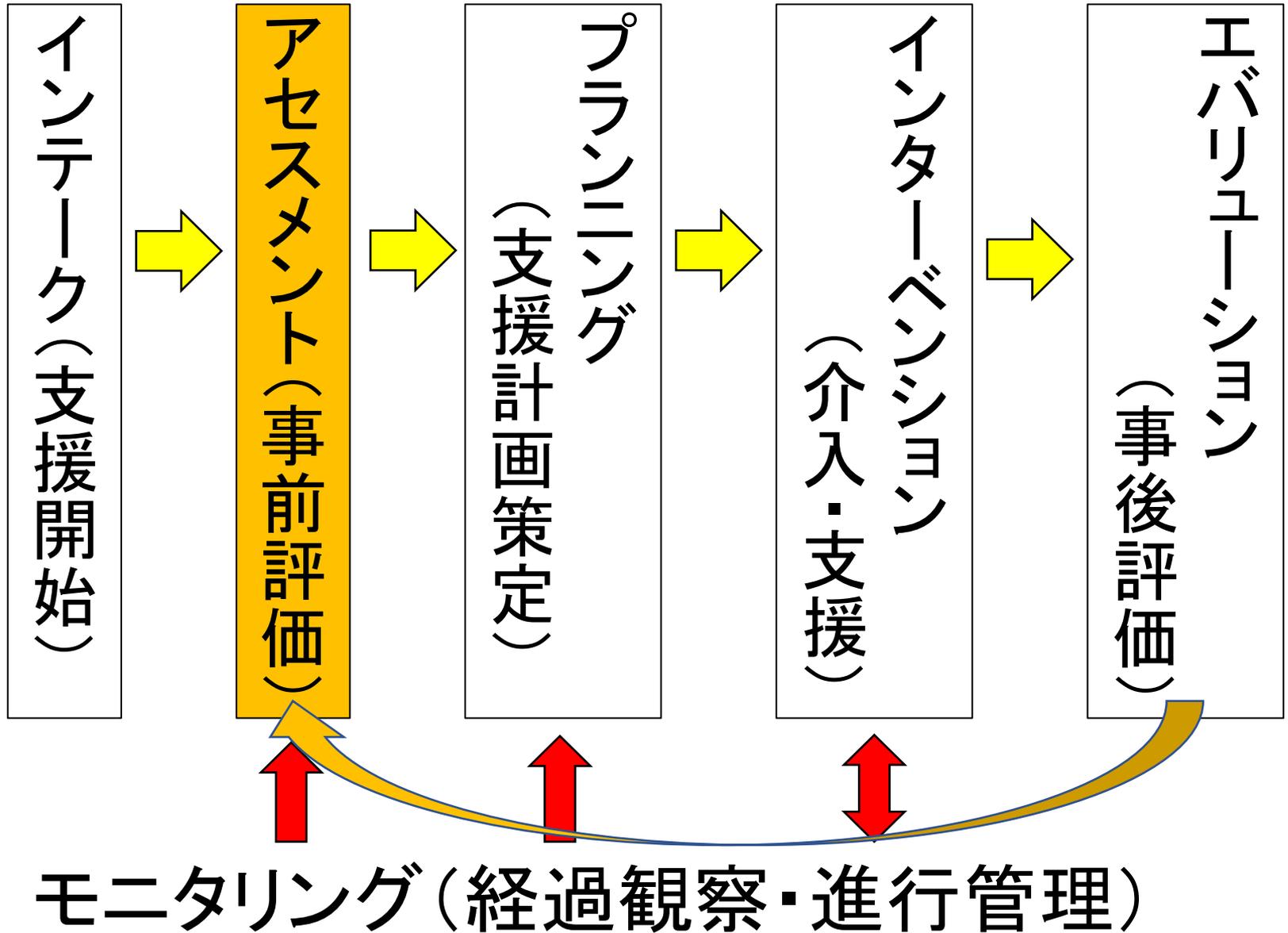
●課題解決  
●新たな課題の発生



◎再アセスメント  
の必要性



# 支援のプロセス



# 支援計画について

# 支援利用計画の理念

計画相談支援の進め方は、基本的に以下の3段階を繰り返しながら行っていく

- ①子どもと家族は今どのような状況なのか。
- ②子どもと家族は、何を望んでいるのか。
- ③子どもと家族はそのために何をすればよいのか。



子どもや家族が望むこと・ニーズに着目、支援

# 子ども・家族と共に計画を作成

◎「支援利用計画」は必ず子どもと**家族の意向を確認しながら一緒に作成する。**

◎「子どもや家族の意向を無視して計画を決定しない」ということは、この先どのように制度が変わろうと、その方針は決して変わらないということを決して忘れないようにする。また、日常的に実施される担当者会議やケース会議においても同様。

◎自分の気持ちをうまく表現できない方や理解は困難な場合もある。その場合、支援者の専門性が問われることになる。ご本人の意向の代弁者として重要な存在となっているのかを確認することが重要。

# 誰のための、何のための計画

## ☆計画は本人(家族)を支えるためのツール

- 本人(家族)の生活全体に注目する
- 本人(家族)が望むことは何だろうか？
- 話してもらい、教えてもらい、一緒に考え、時には提案も行う

## ☆支援者は、計画の進行ばかりに注目しない

- 計画を実践するのは本人(家族)である
- 気を付けなければ、本人(家族)を管理、操作、指導することだけに終始しがちになる

# なぜ支援計画を作成するのか

- ◆担当(担任)が変わるたびに、計画がぶれる
- ◆私がやりたいことがどこにもない
- ◆計画がコロコロと変わり、何をしているかわからない
- ◆人によって、支援内容が異なり混乱する



- 一貫性のある取り組み
- 本人の意向が反映されている



書面で残す



誰もが確認できる

# 支援計画を作る上での基本

- ◆当事者の考え、希望、願いは無視できない
- ◆方向性や提案はなるべく当事者に示して、理解を得るようにする。そうでなければ、効果的な計画とはならない。
- ◆しかし、すべてを当事者に示せることでもない。



- 直近課題、短期、中期、長期等、期間に分けて考える
- 緊急度の高さの別に考える
- 現状維持を継続すること(これ以上悪い状況にしないこと)も目標となる。



※おおよその計画の区切りをイメージしておく  
⇒1か月後、3か月後、半年後など

# 作成上の主な要件及び重要な視点

## ①保護者の参画と本人の意向確認

●計画は、担当者一人で決めるものではない。

支援に関わる人や専門家など、多くの人に関わって作成する。保護者や本人の意向が十分反映されていることが重要。

## ②実態把握

●正確な情報と実態把握ができていなければ、適切な個別計画は作成できない

## ③具体的な課題の確認と目標設定（長期目標と短期目標）

●長期的な見通しを持った、具体的な目標の設定が重要。（抽象的な目標設定は避ける）

## ④評価の視点

- 個別計画は、時期を定めて必ず評価を実施する（抽象的な目標設定では、正しい評価ができない）

## ⑤外部の専門家、多職種連携の視点

- 計画に信頼性と妥当性を持たせるために、場合によっては客観的視点を加えることが重要。

- 専門性の獲得

## ⑥関係諸機関との連携の視点

- 障害の種別、程度、特性によっては、他の専門機関との連携も視野に入れる。（対象児童にとっていちばん良い方法を選択する）

## ⑦学校との連携の視点

- 切れ目のない支援・指導のために重要な視点